

証券コード 3758

2024年3月13日

(電子提供措置の開始日 2024年3月6日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目7番13号  
株 式 会 社 ア エ リ ア  
代表取締役社長 小 林 祐 介

## 第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第22期定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aeria.jp/ir/document>

また、上記のほか、東京証券取引所(東証)ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願ひ申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、本株主総会の日時の直前の営業時間の終了時である2024年3月27日(水曜日)午後7時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目6番6号  
相鉄グランドフレッサ 東京ベイ有明 2階 花明  
開催場所が去年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第22期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第22期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. その他の株主総会招集に関する事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - ・連結計算書類の連結注記表
  - ・計算書類の個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 遠方にお住まいなどのご事情で株主総会に出席できない株主さまとの公平性を勘案して、株主総会にご出席の株主さまへのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年1月1日～2023年12月31日）における我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社グループが展開しているインターネット関連事業においては、スマートフォン・タブレット端末の普及に伴い、インターネット利用者数の増加やEC（電子商取引）市場の拡大等を背景として、引き続き成長を続けております。さらに、コンテンツサービスの多様化が市場規模を拡大しており、スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツ市場においても継続的な成長を続けております。一方で、魅力的なコンテンツやアプリケーションを提供するため、サービス内容は複雑化・高度化する傾向にあるなど、開発費用や人件費等のコストが増加するだけでなく、企業間におけるユーザー獲得競争が一層激化しております。また、アセットマネジメント事業においては、投資用不動産の価格水準が高く推移し利回りも低くなっており、適正な投資案件が不足している状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、コア事業と位置付けるITサービス事業について安定した収益基盤を強化し、コンテンツ事業においても、スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツの開発事業及び配信・運営事業を強化するとともに、子会社各社の強みを生かし、これまでのマス・マーケットからターゲット層を絞ったニッチ・マーケットでの基盤を作り、深耕を進めてまいりました。また、アセットマネジメント事業においては、規模が小さく、事業期間の短い収益不動産を中心として展開することにより、事業リスクをコントロールし、金融機関の融資姿勢等に鑑み慎重に事業を運営してまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高22,671百万円（前年同期比10.1%増加）、営業利益476百万円（前年同期比43.0%減少）、経常利益752百万円（前年同期比4.5%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益に関しましては480百万円（前年同期比178.0%増加）となりました。

また、EBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）は763百万円（前年同期比35.9%減少）、のれん償却前当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益＋のれん償却額）は610百万円（前年同期比54.5%増加）となりました。

なお、来期においても、営業効率の強化及び販売力・生産性を更に向上させ、通期での収益拡大を目指してまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は113百万円で、その主な内訳は、ソフトウェア67百万円となっております。

③ 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は販売用不動産の購入資金及び運転資金であり、主に金融機関からの借入により調達しております。当連結会計年度は、短期借入金2,288百万円、長期借入金2,084百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2020年12月期)	第 20 期 (2021年12月期)	第 21 期 (2022年12月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 高(百万円)	25,700	21,542	20,587	22,671
経 常 利 益(百万円)	322	835	720	752
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△4,521	586	172	480
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△198.20	26.58	7.81	21.60
総 資 産(百万円)	19,392	19,243	20,369	21,145
純 資 産(百万円)	8,830	9,153	9,292	9,682
1株当たり純資産(円)	384.88	407.59	406.80	426.41

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数から自己株式数を控除したものにより算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除したものにより算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年12月期の期首から適用しており、2022年12月期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リベル・エンタテインメント	99百万円	100.00%	スマートフォン向けゲームの開発・運営
株式会社サイバード	100百万円	100.00%	スマートフォン向けゲームの開発・運営
株式会社ファーストペンギン	15百万円	100.00%	オンライン電子出版に特化した アフィリエイトプラットフォーム事業
株式会社 Impression	88百万円	100.00%	不 動 産 業

- (注) 議決権比率は、間接所有によるものを含みます。  
株式会社リベル・エンタテインメント及び株式会社サイバードの株式は、当社の完全子会社である株式会社アエリアコンテンツ・ホールディングスを通じての間接所有となっております。

### ② 事業年度末における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社トータルマネジメント	東京都港区西新橋1-10-7	1,970百万円	7,019百万円
株式会社アエリア投資式号	東京都港区赤坂3-7-13	1,831百万円	7,019百万円

- (注) 株式会社トータルマネジメントの帳簿価額の合計額は、当社の特定完全子会社である株式会社アエリア投資式号の当事業年度末における帳簿価額を記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

マーケットのニーズが多様化するコンテンツ業界、テクノロジーが著しい進化を遂げるインターネット及びモバイル業界並びに不動産業界において、当社グループが良質なサービスを提供し、継続的な成長、事業規模拡大をしていくために、以下の課題に取り組んでまいります。

##### ① コンテンツ・サービスの創出及びマーケットの創出

当社グループ各社が持つ、コンテンツ制作、マーケティング、プロダクト開発における強みを活かしながら、より高度化する技術を積極的に取り入れることにより、良質かつ満足度の高い新たなコンテンツ・サービス創出に取り組んでまいります。

また、アセットマネジメント事業においては、不動産情報等の可視化、民泊をはじめとする空き物件の利活用を推進し、不動産市場の活性化に向け取り組むだけでなく、クラウドファンディングを活用した不動産投資プラットフォームの構築等新たなマーケット創出にも取り組んでまいります。

##### ② グループシナジーの強化及び経営管理体制の確立

当社グループは、スマートフォン向けゲームの開発・配信・運営やキャラクター等周辺コンテンツ提供を行うコンテンツ事業、オンライン電子出版に特化したアフィリエイトプラットフォーム提供やデータサービスのIT事業、並びに不動産の売買、民泊を中心としたアセットマネジメント事業を収益源の3本柱とし、事業規模及び事業領域の拡大を図っております。今後、当社グループが経営資源を効率的に活用し継続的な成長と収益力の最大化を図るためには、各企業が自立した経営に従事しつつ、当社及び関係会社間において、グループ間連携促進とグループコントロールに重点を置くことで、グループシナジーを最大限に追求していくことが重要な課題だと考えております。

また、当社が関係会社を統括し一元的な管理を行うことにより、グループ全体を通じた組織横断的かつ高度な経営管理体制を確立することが必要と考えております。

##### ③ 資本提携及び業務提携の推進並びに新規成長マーケットへの進出

当社グループは、継続的・安定的に成長を実現していくために、既存事業の強化・改善に加え、新たな資本提携及び業務提携を通じ、海外展開、並びに新規成長マーケット開拓を進めることで、事業規模及び事業領域の拡大を図ることが必要だと考えております。

##### ④ 組織力の強化及び内部統制システムの整備

当社グループが事業規模及び事業領域の拡大を実現するためには、これらの施策を実行できる優れた人材を対象とした採用・人事制度の構築、専門性の高い人材を育成する社内教育制度の充実、権限委譲の促進等による社員のモチベーション向上等、組織力の強化が必要と考えております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの整備を進め、コンプライアンス・リスクマネジメント体制を強化し、ステークホルダーの要請を満たす、実効性のある内部統制システムの構築・運用に取り組んでまいります。

**(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)**

セグメント	事業内容
ITサービス事業	オンライン電子出版に特化したアフィリエイトプラットフォーム事業 データサービス事業
コンテンツ事業	スマートフォン向けコンテンツの開発・配信・運営等 ドラマCDやボイスCD、グッズの販売等
アセットマネージメント事業	不動産事業、賃貸管理事業、宿泊施設の企画・運営・管理及び経営 並びにこれらに関するコンサルタント業、国内外の企業等への投資等

**(6) 主要な事業所 (2023年12月31日現在)**

名称	事業所	住所
株式会社アエリア	本社	東京都港区
株式会社リベル・エンタテインメント	本社	東京都千代田区
株式会社サイバード	本社	東京都渋谷区
株式会社ファーストペンギン	本社	東京都新宿区
株式会社Impression	本社	東京都品川区

**(7) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)**

従業員数	前期比増減
537名	1名増加

(注) 上記従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員(21名)は含まれておりません。

**(8) 主な借入先の状況 (2023年12月31日現在)**

借入先	借入額
近畿産業信用組合	2,057百万円
株式会社東和銀行	672百万円
Fintertech株式会社	628百万円

## 2. 株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 78,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,649,428株(自己株式 1,376,274株を含む)
- (3) 株 主 数 14,749名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
長 嶋 貴 之	3,151,200株	14.15%
小 林 祐 介	2,301,800株	10.33%
林 田 浩 太 郎	974,400株	4.37%
TUSCAN CAPITAL LLC	508,600株	2.28%
山 下 博	323,100株	1.45%
石 田 博 男	300,000株	1.35%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	247,400株	1.11%
アエリアグループ役員持株会	197,300株	0.89%
日本証券金融株式会社	172,800株	0.78%
西 村 智	135,000株	0.61%

(注) 持株比率は自己株式1,376,274株を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	76,800株	3名
社外取締役 (監査等委員を除く。)	19,400株	1名

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。



### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

新株予約権の2023年12月31日現在の状況は次のとおりであります。

回次 (行使価額)	行使期間	個数	目的となる株式の種類及び数
第30回 (1,234円)	2019年11月4日～ 2024年11月3日	6,840個	普通株式 684,000株

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
*代表取締役会長	長 嶋 貴 之	(株)エアネット 取締役 (株)チームゼロ 代表取締役 (株)エア・コミュニケーション 取締役 (株)リベル・エンタテインメント 取締役 (株)エアリア投資式号 取締役 (株)トータルマネージメント 取締役 (株)サイバード 取締役 (株)エアリアコンテンツ・ホールディングス 代表取締役 (株)エクスフィット 代表取締役
*代表取締役社長	小 林 祐 介	(株)あかつき本社 社外取締役 (株)ソアラボ 代表取締役 (株)Impression 取締役 (株)エアリア投資式号 代表取締役 (株)トータルマネージメント 取締役 (株)インベストオンライン 取締役 (株)ファーストペンギン 代表取締役
取 締 役	三 宅 朝 広	(株)ClubT 代表取締役 (株)HRデータラボ 代表取締役 (株)リベル・エンタテインメント 取締役 (株)エアリアコンテンツ・ホールディングス 取締役
取 締 役	吉 村 隆	(株)エアネット 代表取締役 (株)エア・コミュニケーション 代表取締役
取締役(監査等委員)	田名網 一 嘉	(株)エアネット 監査役 (株)エイジ 監査役 (株)リベル・エンタテインメント 監査役 (株)アリスマティック 監査役 (株)Impression 監査役 (株)エアリア投資式号 監査役 (株)あかつき本社 社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	加 藤 俊 郎	
取締役(監査等委員)	和 田 安 央	和田安央社会保険労務士事務所

(注) 1. 取締役三宅朝広氏、取締役(監査等委員)田名網一嘉氏及び和田安央氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

3. 取締役(監査等委員)田名網一嘉氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役(監査等委員)和田安央氏は、社会保険労務士の資格を有しており、人事労務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は2002年11月より執行役員制度を導入しております。2023年12月31日現在、\*印の取締役は執行役員を兼務しております。
6. 取締役(監査等委員)田名網一嘉氏と取締役(監査等委員)和田安央氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の額を限度とする(職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限る。)旨の責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによつて生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役、執行役員等であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役の報酬等

- ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2022年4月の取締役会決議において決定しております。当該決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

### 1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬より構成される。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものとする。株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額50百万円の範囲内(うち、社外取締役は年額10百万円以内。)において、金銭報酬債権を付与する。対象取締役(監査等委員である取締役を除く。)への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会にて、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、決定をする。

4. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の種類別の報酬割合については、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案した構成とし、取締役会にて取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

5. 当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年3月30日開催の第20期定時株主総会決議において年額250百万円以内(うち社外取締役は年額10百万円以内)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の人員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名(うち社外取締役1名)であります。また、譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は、2022年3月30日開催の定時株主総会において、上記基本報酬の限度額と別枠にて、年額50百万円以内(うち社外取締役は年額10百万円以内)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の人員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名(うち社外取締役1名)であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月30日開催の第20期定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の人員は、監査等委員3名であります。

- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長小林祐介であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して基本報酬額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

なお、譲渡制限付株式報酬の配分等については、取締役会にて決議をしております。

#### ④ 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	101百万円 （ 14百万円）	66百万円 （ 8百万円）	35百万円 （ 6百万円）	4名 （ 1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10百万円 （ 8百万円）	10百万円 （ 8百万円）	- （-）	3名 （ 2名）

(注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、株式交付の方法等は「①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項3非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)」に記載のとおりであります。

2. 当事業年度において、社外取締役が、役員を兼任する当社子会社等から役員として受けた役員報酬等はありません。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況(他の法人等の業務執行者である場合)及び当社と当該他の法人等との関係

取締役三宅朝広氏は、株式会社リベル・エンタテインメント及び株式会社アエリアコンテンツ・ホールディングスの取締役並びに株式会社ClubT及び株式会社HRデータラボの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ClubT、株式会社HRデータラボの間には、重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員）田名網一嘉氏は、株式会社あかつき本社の社外取締役（監査等委員）、株式会社エアネット、株式会社エイジ、株式会社リベル・エンタテインメント、株式会社アリスマティック、株式会社Impression、株式会社アエリア投資式号の監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社あかつき本社の間には、重要な取引関係はありません。

また、株式会社エアネット、株式会社エイジ、株式会社リベル・エンタテインメント、株式会社アリスマティック、株式会社Impression、株式会社アエリア投資式号、株式会社アエリアコンテンツ・ホールディングスは当社の連結子会社となります。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における社外役員の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は以下のとおりとなります。

地位	氏名	主な活動状況
取締役	三宅 朝 広	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%であり、主に企業経営者としての豊富な経験及び幅広い知見から議案審議等に必要発言を行い、取締役会の実効性の向上及び支配株主との利益相反の監督を行っております。
取締役（監査等委員）	田名網 一 嘉	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会への出席率は100%であり、主に税理士としての専門的見地から議案審議時等に必要発言を行うなど適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	和 田 安 央	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会への出席率は100%であり、主に社会保険労務士としての専門的見地から議案審議時等に必要発言を行うなど適切な役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

海南監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査の遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は取締役及び使用人が法令及び定款その他社内規程を遵守して業務の執行を行う。
- ② コンプライアンスに関する周知・説明を行い、社内研修を実施するなどして、取締役及び使用人のコンプライアンス意識を高める。
- ③ 内部監査部門は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、コンプライアンス体制の構築、整備、維持に努める。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び文書管理規程その他社内規程に基づき文書・資料及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
- ② 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に管理・保存を行う。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各担当取締役は、各部門におけるリスク管理体制の整備を推進するとともに、その実施状況を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ② 内部監査部門が定期的に各部門に対して内部監査を行い、代表取締役社長及び監査等委員会にその監査結果を報告し、各担当取締役はリスク管理体制の見直し・改善を行う。
- ③ 不測の事態が発生した際は、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、事態の把握に努め、損失を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定時取締役会を毎月1回開催し、必要ある場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
- ② 取締役及び執行役員により構成される経営会議兼執行委員会を必要に応じて随時開催する。
- ③ 組織規程及び業務分掌規程に基づいて各部門の責任者に権限を委譲し、合理的かつ効率的に業務を遂行できる体制をとる。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づいて子会社を管理し、定期的の子会社との連絡会議を開催して情報交換を行い、当社グループ全体の利益最大化を促進する。
- ② 当社内部監査部門が子会社の監査を行うことで、グループ全体での業務の適正を確保する。

**(6) 監査等委員会がその職務の補助をすべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、当該取締役又は使用人を監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は使用人として指名することができる。補助取締役又は補助使用人は専任又は兼務とする。
- ② 上記①に基づき、補助業務を行う取締役又は使用人が監査等委員会から必要な指示を受けた場合は、その指示に対して他の取締役（監査等委員を除く。）の指揮命令を受けない。当該取締役又は使用人の人事異動、評価等に関しては、事前に監査等委員会の同意を得る。

**(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員会規程及び内部情報管理規程に基づき、取締役及び使用人は当社及び当社グループに関する重要事項について監査等委員会へ遅滞なく報告するものとし、監査等委員会は取締役及び使用人に対して当該重要事項の報告を求めることができる。
- ② 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
- ③ 内部監査部門は、監査等委員会と定期的に意見交換を行い、内部監査の結果を監査等委員会に報告するものとする。
- ④ 取締役会は、監査等委員会の求めがあった場合、監査等委員会が職務遂行上、弁護士及び公認会計士等の外部専門家に監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。

**(8) (7) の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、(7)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役、監査等委員及び使用人に周知徹底する。

**(9) 当社の監査等委員の職務執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続き等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。



## **(10) 反社会的勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況**

当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然たる態度で対処するとともに、一切の関係を排除する。また、従来より警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会的勢力に関する情報収集・管理及び社内体制の整備強化を推進していくものとする。

## **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、監査等委員監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

## **7. 株式会社の支配に関する基本方針**

特記すべき事項はありません。

## **8. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付け、今後の企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、将来の事業拡大を勘案しながら、継続的な配当を実施してまいりたいと考えております。

内部留保金の使途につきましては、新規タイトルの開発のほか、新規事業の展開や資本提携等を中心とする方針であります。

---

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>18,997</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,545</b>
現金及び預金	8,764	買掛金	724
売掛金及び契約資産	2,342	短期借入金	1,795
商品	5,264	1年内償還予定の社債	40
仕掛品	1	1年内返済予定の長期借入金	1,773
前払費用	552	未払金	341
預け金	81	未払費用	116
未収還付法人税等	361	未払法人税等	126
その他の	1,649	賞与引当金	79
貸倒引当金	△19	役員賞与引当金	24
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,147</b>	預り金	1,566
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>287</b>	その他の	958
建物	137	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,918</b>
工具器具備品	72	社債	150
土地	76	長期借入金	3,255
その他の	1	繰延税金負債	198
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>358</b>	役員賞与引当金	20
のれん	162	役員退職慰労引当金	20
ソフトウェア	172	退職給付に係る負債	34
その他の	23	資産除去債務	87
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,502</b>	その他の	152
投資有価証券	866	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,463</b>
関係会社株式	1	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期貸付金	7	<b>株 主 資 本</b>	<b>9,340</b>
長期滞留債権	527	資本金	100
差入保証金	289	資本剰余金	9,580
繰延税金資産	98	利益剰余金	762
その他の	202	自己株式	△1,102
貸倒引当金	△491	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>157</b>
		その他有価証券評価差額金	166
		為替換算調整勘定	△8
		<b>新株予約権</b>	<b>28</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>155</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,682</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>21,145</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>21,145</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	22,671
売上原価	15,932
売上総利益	6,739
販売費及び一般管理費	6,262
営業利益	476
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	25
為替差益	55
貸倒引当金戻入額	0
未払配当金除斥益	2
受取給付金	28
共同製作事業収益金	106
投資事業組合運用益	196
その他	31
営業外費用	
支払利息	104
支払手数料	35
その他	29
特別利益	170
固定資産売却益	15
新株予約権戻入益	97
役員退職慰労引当金戻入額	8
受取業保除金	16
事業譲渡益	10
特別損失	147
固定資産除却損	0
関係会社清算損	3
減価償却損	113
暗号資産評価損	125
その他	9
税金等調整前当期純利益	251
法人税、住民税及び事業税	205
法人税等調整額	△46
当期純利益	648
非支配株主に帰属する当期純利益	490
親会社株主に帰属する当期純利益	10
	480

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100	9,739	281	△1,190	8,929
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△110			△110
親会社株主に帰属する当期純利益			480		480
自己株式の処分		△48		88	40
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	△158	480	88	410
当 期 末 残 高	100	9,580	762	△1,102	9,340

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	52	33	85	126	150	9,292
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△110
親会社株主に帰属する当期純利益						480
自己株式の処分						40
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	113	△41	71	△97	5	△20
当 期 変 動 額 合 計	113	△41	71	△97	5	389
当 期 末 残 高	166	△8	157	28	155	9,682

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,399</b>	<b>流動負債</b>	<b>292</b>
現金及び預金	1,221	買掛金	10
売掛金	21	1年内返済予定の長期借入金	109
前払費用	14	関係会社未払金	103
関係会社短期貸付金	546	未払費用	7
未収還付法人税等	303	未払法人税等	3
関係会社未収入金	351	預り金	5
その他	54	前受金	50
貸倒引当金	△113	その他	2
<b>固定資産</b>	<b>4,619</b>	<b>固定負債</b>	<b>265</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>0</b>	長期借入金	100
建物	0	関係会社長期借入金	75
工具器具備品	0	繰延税金負債	84
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,619</b>	資産除去債務	3
投資有価証券	686	その他	1
関係会社株式	3,859	<b>負債合計</b>	<b>558</b>
出資金	1	<b>純資産の部</b>	
関係会社長期貸付金	288	<b>株主資本</b>	<b>6,286</b>
長期未収入金	21	資本金	100
長期滞留債権	40	資本剰余金	9,404
その他	63	資本準備金	627
貸倒引当金	△341	その他資本剰余金	8,776
		<b>利益剰余金</b>	<b>△2,115</b>
		その他利益剰余金	△2,115
		繰越利益剰余金	△2,115
		<b>自己株式</b>	<b>△1,102</b>
		評価・換算差額等	166
		その他有価証券評価差額金	166
		<b>新株予約権</b>	<b>8</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,019</b>	<b>純資産合計</b>	<b>6,461</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>7,019</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2023年 1月 1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	208
売上原価	86
売上総利益	121
販売費及び一般管理費	359
営業損失	237
営業外収益	
受取利息	7
受取配当金	1,023
貸倒引当金戻入額	0
投資事業組合運用益	196
その他	4
営業外費用	
支払利息	9
為替差損	9
貸倒引当金繰入額	113
その他	5
経常利益	136
特別損失	
関係会社株式売却損	259
関係会社株式評価損	204
暗号資産評価損	125
税引前当期純利益	589
法人税、住民税及び事業税	268
法人税等調整額	△299
当期純利益	-
	△299
	568

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	100	627	8,935	9,563	△2,684
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△110	△110	
当期純利益					568
自己株式の処分			△48	△48	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(税額)	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△158	△158	568
当 期 末 残 高	100	627	8,776	9,404	△2,115

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額	新株予約権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	△1,190	5,788	52	8	5,849
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△110			△110
当期純利益		568			568
自己株式の処分	88	40			40
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(税額)	-	-	113	-	113
事業年度中の変動額合計	88	498	113	-	611
当 期 末 残 高	△1,102	6,286	166	8	6,461

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月6日

株式会社アエリア  
取締役会 御中

海南監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 米 川 博  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アエリアの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アエリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月6日

株式会社アエリア  
取締役会 御中

海南監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 米 川 博  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アエリアの2023年1月1日から2023年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

- 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。
- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくはは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月6日

株 式 会 社 ア エ リ ア	監 査 等 委 員 会
監査等委員(社外取締役)	田名網 一 嘉 ㊟
監査等委員	加 藤 俊 郎 ㊟
監査等委員(社外取締役)	和 田 安 央 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来に向けた事業拡大や迅速な経営判断の実行のため、内部留保の充実が重要であると認識しておりますが、一方で株主の皆様に対する利益還元として配当を行うこともまた重要な経営課題であると認識しております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、当社の業績並びに今後の経営環境を勘案しましてその他資本剰余金を原資として次のとおりとさせていただきます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 5円 総額 111,365,770円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年3月29日

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案の選任について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	保有株数
1	ながしまたかゆき 長嶋 貴之 (1973年1月15日)	1996年4月 イマジニア(株) 入社 1997年7月 ソフトバンク(株) 入社 1998年5月 (有)コミュニケーションオンライン設立 同社代表取締役 1999年7月 (株)コミュニケーションオンラインに商号変更 同社代表取締役会長 2002年10月 当社設立 代表取締役兼執行役員会長 (現任) 2010年3月 (株)エアネット 取締役 (現任) 2015年1月 (株)チームゼロ 代表取締役 (現任) 2016年4月 (株)エア・コミュニケーション 取締役 (現任) 2017年9月 (株)アエリア投資式号 取締役 (現任) (株)トータルマネージメント 取締役 (現任) 2018年6月 (株)サイバード 取締役 (現任) 2019年1月 (株)アエリアコンテンツ・ホールディングス 代表取締役 (現任) 2020年12月 (株)エクスフィット 代表取締役 (現任) 2021年3月 (株)リベル・エンタテインメント 取締役 (現任)	3,151,200 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	保有株数
2	こばやしゆうすけ 小林 祐介 (1972年8月14日)	1996年4月 イマジニア(株) 入社 1996年9月 ソフトバンク(株) 入社 1998年5月 (有)コミュニケーションオンライン設立 同社取締役 1999年7月 (株)コミュニケーションオンラインに商号変更 同社代表取締役社長 2002年10月 当社設立 代表取締役兼執行役員社長 (現任) 2009年6月 黒川徳フイナシヤルホールディングス(株) (現株あかつき本社) 社外取締役 (現任) 2014年7月 (株)ソアラボ 代表取締役 (現任) 2017年8月 (株)Impression 取締役 (現任) 9月 (株)アエリア投資式号 代表取締役 (現任) (株)トータルマネージメント 取締役 (現任) 2020年7月 (株)インベストオンライン 取締役 (現任) 2022年3月 (株)ファーストペンギン 代表取締役 (現任)	2,301,800株
3	みやけともひろ 三宅 朝広 (1969年7月17日)	1995年4月 (株)リクルート 入社 2001年1月 (株)ピースマインド 取締役 2001年3月 (株)コミュニケーションオンライン 取締役 2002年10月 当社取締役 (現任) 2005年9月 (株)ClubT 代表取締役 (現任) 2017年3月 (株)HRデータラボ 代表取締役 (現任) 2018年2月 (株)リベル・エンタテインメント 取締役 (現任) 2019年1月 (株)アエリアコンテンツ・ホールディングス 取締役 (現任)	49,800株
4	よしむら たかし 吉村 隆 (1961年7月30日)	1997年1月 (株)ネットワークカタリスト 入社 2000年5月 メディアエクスチェンジ(株) 入社 2010年3月 (株)エアネット 入社 2010年4月 同社取締役 2013年7月 同社代表取締役 (現任) 2016年4月 (株)エア・コミュニケーション 代表取締役 (現任) 2017年3月 当社取締役 (現任)	30,600株

- (注) 1. 三宅朝広氏は、株式会社ClubTの代表取締役と株式会社HRデータラボの代表取締役を兼務しており、当社は上記2社との取引関係はありません。また他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 三宅朝広氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- (1)長嶋貴之氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、現在、当社の代表取締役会長として当社の経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などに尽力しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて選任をお願いするものであります。
- (2)小林祐介氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識をもとに、現在、当社の代表取締役社長として当社の経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などに尽力しております。当社の事業経営を推進し持続的な発展に向けて選任をお願いするものであります。
- (3)三宅朝広氏は、企業経営者としての豊富な経験及び幅広い知見を有しており、経営全体の監視と有効な助言を期待して選任をお願いするものであります。

(4)吉村隆氏は、経営全般及びインターネットサービス分野において豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の更なる発展に貢献できると考え選任をお願いするものであります。

4. 三宅朝広氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって21年5ヶ月となります。
5. 当社は三宅朝広氏との間で、会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を継続します。当該契約に定める損害賠償の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役等であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	保有株数
1	たなあみかずよし 田名網一嘉 (1969年10月15日)	1992年4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入行 1997年9月 山田&パートナーズ会計事務所(現税理士法人山田&パートナーズ)入所 2003年1月 優成監査法人(現太陽有限責任監査法人)入所 2004年6月 当社 監査役 2009年3月 (株)エアネット 監査役(現任) 2014年12月 (株)ガマデジタルエンターテインメント(現株エイジ) 監査役(現任) 2015年6月 (株)リベル・エンタテインメント 監査役(現任) 2015年11月 (株)ファーストペンギン 監査役 2017年6月 (株)アリスマティック 監査役(現任) 2017年8月 (株)Impression 監査役(現任) 2017年9月 (株)アエリア投資式号 監査役(現任) 2018年6月 (株)あかつき本社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年3月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	—
2	かとうとしお 加藤俊郎 (1945年6月24日)	1969年6月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行)入行 1989年10月 カナダさくら銀行(現カナダ三井住友銀行)社長就任 1994年6月 (株)さくら銀行(現(株)三井住友銀行)神谷町支店長 2000年7月 東映アニメーション(株)入社 2001年4月 同社経理部長 2005年9月 N I S証券(株)(現ヤマゲン証券(株))入社 2006年8月 当社入社 2006年11月 当社 内部監査室長 2009年3月 当社 監査役 2022年3月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	12,000株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	保有株数
3	和田安央 (1958年5月14日)	1978年4月 (株)兼吉 入社 1980年10月 日本ユニコム(株) 入社 1999年6月 和田安央社会保険労務士事務所開設 (現任) 2009年3月 当社 監査役 2022年3月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)	100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 田名網一嘉氏及び和田安央氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- (1)田名網一嘉氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、主に税理士としての専門的な見地からの必要な発言等を期待して選任をお願いするものであります。
- (2)加藤俊郎氏は、金融分野における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社の更なる発展に貢献できると考え選任をお願いするものであります。
- (3)和田安央氏は、社会保険労務士の資格を有しており、人事労務に関する相当程度の知見を有しているため、主に社会保険労務士としての専門的な見地からの必要な発言等を期待し、当社の経営判断に大いに資する方であると判断し選任をお願いするものであります。
4. 田名網一嘉氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 和田安央氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は田名網一嘉氏及び和田安央氏との間で、会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。本総会において、両氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を継続します。当該契約に定める損害賠償の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役等であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 当社は、田名網一嘉氏、和田安央氏を、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める定員を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	保有株数
のむらひろゆき 野村裕幸 (1955年10月31日)	1979年4月 (株)三井銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行 1999年5月 (株)山田洋行 入社 2008年11月 ケン不動産リース(株) (現ケン・ホテル&リゾートホールディングス) 入社 2018年6月 同社取締役副社長 2022年9月 同社監査役 (現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野村裕幸氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。  
野村裕幸氏は、金融、人事、不動産に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社における監査・監督業務を適切に遂行していただけるものと判断し、また客観的立場で当社の取締役候補者の選定や報酬等の決定についての関与、監督等いただくことにより、経営の透明性及び公平性の向上に寄与していただけるものと判断し選任をお願いするものであります。
4. 当社は、本総会において、野村裕幸氏が原案どおり選任され、監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に定める損害賠償の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役等であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、野村裕幸氏の選任が承認可決され、監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。

【ご参考】第2・3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

（●は顕著な素質・経験を示す）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
代表取締役会長 長嶋 貴之	●	●	●				●	●				
代表取締役社長 小林 祐介	●	●			●		●					
取締役(社外) 三宅 朝広	●	●	●	●				●			●	
取締役 吉村 隆	●		●	●	●			●				
取締役(監査等委員) (社外) 田名網 一嘉							●	●		●	●	●
取締役(監査等委員) 加藤 俊郎					●	●	●		●	●		●
取締役(監査等委員) (社外) 和田 安央	●						●			●	●	●

- (注) A：企業経営  
B：IT・技術  
C：開発R&D  
D：営業マーケティング  
E：経営企画  
F：経営管理  
G：M&A  
H：新規事業開拓  
I：財務・会計  
J：法務・コンプライアンス・リスク管理  
K：人事  
L：内部統制ガバナンス

以上

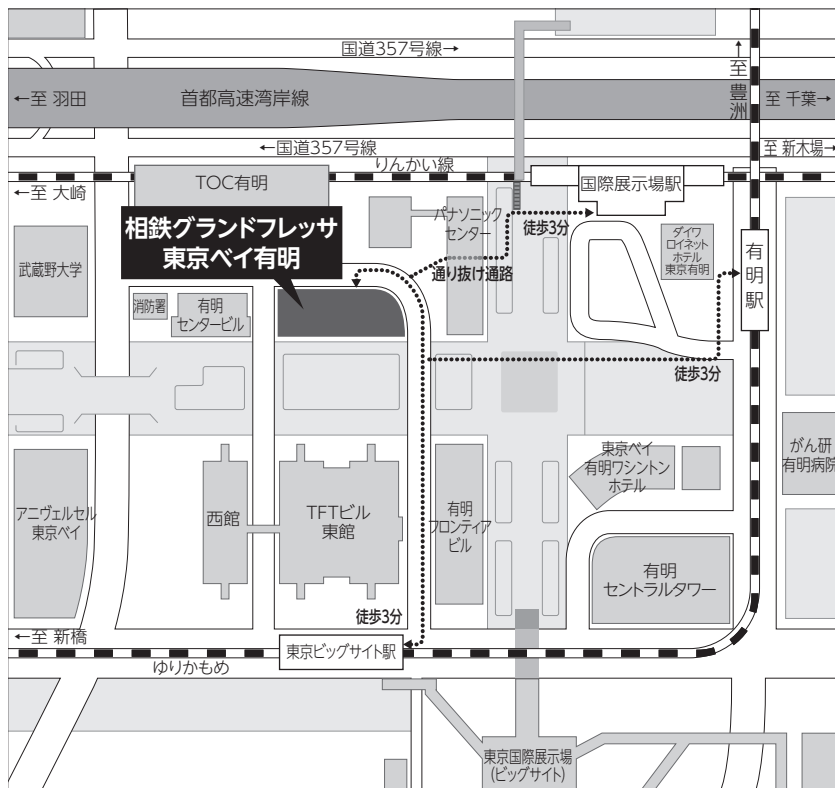
# 株主総会会場ご案内図

相鉄グランドフレッサ 東京ベイ有明

2階 花明

東京都江東区有明三丁目6番6号

TEL (03)6899-2030



交通 りんかい線国際展示場駅より徒歩約3分

ゆりかもめ東京ビッグサイト駅又は有明駅より徒歩約3分

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。